

平成 24 年第 3 回更別村議会定例会会議録(2 日目)

平成 24 年 9 月 12 日

1. 出席及び欠席の議員は別表 1 のとおりである。
2. 会議事件は別表 2 のとおりである。
3. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席したものは別表 3 のとおりである。
4. 本会議の書記は下記の者である。

事務局長 林 光男 書記 高橋祐二
書記 佐藤ちはる

		議 事
議 長		ただいまの出席議員は、8 名であります。 定足数に達しておりますので、これよりただちに本日の会議を開きます。 (10 時 00 分) ただいまの出席議員は、8 名であります。 定足数に達しております。 本日の議事日程は、あらかじめお手もとに配布したとおりであります。 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
議 長		会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規定により議長において、1 番高木さん、2 番高橋さんを指名いたします。 それでは、会議をはじめます。 日程第 1、認定第 1 号、平成 23 年度更別村一般会計歳入歳出決算認定の件から、日程第 6、認定第 6 号、平成 23 年度更別村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件までの 6 件を一括議題といたします。 昨日に引き続き、審議を続けます。 103 ページ、款 9 消防費に入ります。 補足説明を求めます。 吉本総務課長
議 長	総務課長	(款 9 消防費について補足説明を行った。) 説明が終わりました。 質疑の発言を許します。 (ありませんの声あり)
議 長		105 ページ、款 10 教育費に入ります。 補足説明を求めます。 森教育次長
議 長	教育次長	(款 10 教育費について補足説明を行った。) 説明が終わりました。 質疑の発言を許します。
議 長		5 番 久門さん

5 番久門議員

109、110 ページですが、小学校費で 22 年から 23 年に太陽光発電のパネルを設置しております。これによって電気料がどのように変わってきたのか、この決算書の中からは見受けられないので、ご説明願います。

議 長
教育次長

森教育次長

更別小学校の太陽光発電の実績でありますけれども、発電量といたしましては実績といたしましては平成 21 年 1 月からの実績という形になります。21 年は年度途中ということもありますので、平成 23 年度の発電量は 11,564 キロワットになります。23 年度においては 11,481 キロワットになります。金額で申し上げますけれども、22 年度実績が 15,600 円、23 年度が 12,216 円という実績になっているところでございます。これにつきましても小学校で消費する電力を差引いて余剰分として売電を行ったものでございますので、発電した総量を売ったものではないということでございます。非常に実績といたしましては少ない売電量という形にはなっているところでございます。

議 長
5 番久門議員

5 番 久門さん

小学校費の体育館の照明とか音響の設備の改修工事をやられております。その後、音響の跳ね返りがあまり良くないというような苦情の話も聞いております。どのように処理されていますか。

議 長
教育次長

森教育次長

学校の方からは特段、今回改修いたしましたけれども、特段反響だとか改善をしてくれという要望については事務局には来ていないという状況であります。もし、そういう声が学校現場も含めて保護者からもあったとすれば、今後確認して何らかの対処をしていきたいと考えています。

議 長
6 番堂場議員

6 番 堂場さん

126 ページ、入学祝金のことなのですが、これは 1 人 50,000 円と承知しているのですが、今の説明だと 68 名ということの説明なのですが、それに 50,000 円かけたら 4,100 千円にならないのですが。

議 長
教育次長

森教育次長

私の説明の中で 68 名ではなくて 82 名と間違いでございますので、訂正お願いいたします。

議 長
6 番堂場議員

6 番 堂場さん

106 ページの先程の説明ですが、教育委員会費、備荒欄の (3) ですが、これは更別農業高等学校のスクールバスの助成だと思うのです。これで予算の時も 8 路線で 10,000 千円以上の予算を組んでいます。これは決算額が 8,740,523 円ということですが、これは予想より生徒が少なかったのかなという気がしますこれは良いのですが、実は更別農業高校のことについて村外のある人から、これは更別農業高校の子供が卒業したということで、どうもこちらに来たら更別農業高校が気になるようなのですが、実は更別農業高校のグラウンドの整備が本当に言われて私も初めて気がついたので、春先はタンポポの花でまっ黄色です。現在もおそらく教育長

		も村長も見て知っていると思うのですが、草がボーボーです。グラウンドを使うクラブがない、競技がないからそういうもので良いというものではないと思うのです。生徒を確保するためにスクールバスの助成もしている、これも結構だと思うのですが、それより先に更別村自体のことも考えるともう少し環境整備というか、その辺にもある程度の助成をするなり援助して、もう少しこれによって村のピーアールにもなると思います。国道ぶちで人の見える所で、あのような環境では生徒を募集してもかなり影響があると思うのです。入ってしまった人には交通費の助成はあっても、入る前の段階も必要だと思うのですが、その件について村長にお聞きします。
議 村	長 長	岡出村長 私もグラウンドの状況を見まして、これはやはり教育として問題があると思っていますところであります。これはお金をかけるとかかけないとかではなくて、やはり自分達の教えをもらうグラウンドというものは神聖なものであって、それを自らの手で草を取ったり、整備をすることは教育上、大切なことでありますので、そういうことを考えておりますので、その辺はきちんと高等学校とも連携を取ってまいりたいと思っております。やはり更別村の入り口でありますので、農業高校の環境づくりというものは、生徒の募集のみならず更別村のイメージとして大変重要なことでありますので、あそこの農業側のカラマツ、グラウンド側の白樺については、今年、道の方で予算を取っていただきまして、枝打ちをしてきちんとしてもらうことになっておりますので、それをやりますと特にまたグラウンドが目立ちますので、その辺を教育上からもきちんとしてもらいたいと学校側にお話をするなり、教育委員会との連携を深めてやっていただきたいと思いますと思っていますところであります。
議 2 番高橋議員	長 2 番高橋議員	2 番 高橋さん 116 ページの (4) の青少年教育推進経費ということで、この中に地域こども会の経費も含まれているという説明かなと受け止めたのですけれども、この地域こども会は地域でどの位支払われているのか、またその地域にこういう事業があるという周知をどのようにされているのか、お聞きしたいと思います。
議 教育次長	長 森教育次長	森教育次長 地域こども会の関係でございますけれども、平成 23 年度においては 14 こども会が村内にございます。この 14 こども会に支出している額につきましては、386,800 円になってございます。これにつきましては、平成 22 年から基本額を 15,000 円と定めて、地区毎にこどもの数が違ってございますので、そのこどもの数に合わせて助成をしているところでございます。
議	長 2 番 高橋さん	周知については、広報、学校等を通じてやっているところでございます。

2 番高橋議員	1 地区 15,000 円を定めて支払っているということで人数についての内訳の説明がわからなかったのですけれども。
議 長 教育次長	森教育次長 平成 21 年までは決められた額、当時、約 400 千円前後だと思いますけれども、この予算からはみ出ないように 22 年度以降は基本額を 15,000 円に定めてこどもの数の残りの金額を当初助成していた金額を割って、それに合わせて助成しているということで、当然こどもが総体的に減ってくれば 1 人あたりは増えてくるだろうし、多くなれば 1 人あたりは減ってくるという形で助成をしております。
議 長 4 番松橋議員	4 番 松橋さん ちょっと聞きなれない言葉があったので、教育研究所という団体はどういう団体で、義務的に 5 年毎に副読本を作ることなので、内容的にもう少し説明願います。
議 長 教育次長	森教育次長 基本的に団体といたしましては、学校教育推進協議会に助成をしています。もう 1 つは更別村教育研究所に助成、もう 1 つは上更別小学校になりますけれども、複式教育研究会、それと学校運営地域協力者団体、各小中学校に 3 団体がございます。ここに活動助成金を出しているわけでございます。これと連動して各助成団体が行っております事業の内容といたしましては、予算上だけで見ますと学校教育推進協議会については、基本的に村内文集さらべつ「どんぐり」が各家庭に配布されていると思いますけれども、これの監修と印刷等を行っているところでございます。 それから教育研究所でございますけれども、2 つございます。1 つは、更別村の子供の学力というものを毎年発刊をしているところでございます。もう 1 つは更別の教育についても毎年、発刊をしているところでございます。 副読本でございますけれども、平成 23 年度については、小学校の 3 年生、4 年生、各 200 冊ずつ更別村の歴史や文化だとか色々なものを監修したものを 5 年毎に作成しております、今回作成したものについては平成 24 年から 28 年までの 5 年間使うということになっています。 ですからまた 5 年経てば更別村の状況も変わりますので、そのデータをまた集めてみの副読本を作るという形になります。
議 長 4 番松橋議員	4 番 松橋さん 副読本の作成には誰が携わっているのですか。
議 長 教育次長	森教育次長 当然、各学校の校長先生を含めて選任された先生等が割り振りの中で印刷物の発刊に向けて動いているということであります。
議 長 4 番松橋議員	4 番 松橋さん 5 年毎に発刊ということで、各先生方は 5 年毎に当たるたびに個人的に自主的に参加をして作っていただいているという理解でいいのですか。

議長
教育長

阿部教育長

教育研究所の構成について若干説明させていただきます。今のところ確か所長を含めまして8名の構成だったと思いますけれども、各学校の方から毎年教育研究所の所員としてご協力いただける先生を内々にご指名をいただきまして、教育委員会が教育研究所所員ということで委嘱を申し上げて上更別小学校の校長先生が所長、中学校の教頭先生が副所長という形の中でその他の先生方で色々な役割分担を決めまして、その年の事業を行うということで、その主なものには更別村の学力、こどもたちの学力を分析いたしました更別村の学力という冊子を研究、分析をして発行する。更にもう1つは更別村の教育ということで更別村の教育の進め方、研究事業等を収録したものを発行しております。更にそれに加えて5年に1度はかなりの分量になるものですから分担をいたしまして3、4年生の更別村専門の副読本を監修、発行、印刷などを村の経費でやるわけですが、合計200冊ずつ発行するという形で進めているところです。ほぼ2年かかるわけですが、かなり深い内容の教科書編集ということでご苦勞をいただいているところです。

議長
4番松橋議員

4番 松橋さん

先生方は教育委員会からお願いをされて特にボランティアみたいな形というご理解でいいのですね。わかりました。

議長

他にありませんか。

(ありませんの声あり)

議長

この際、暫時休憩いたします。

(10時55分)

11時10分まで休憩いたします。

議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

(11時10分)

議長

125ページ、款11災害復旧費から127ページ、款14予備費までの質疑に入ります。

補足説明を求めます。

吉本総務課長

総務課長

(款11災害復旧費から款14予備費について補足説明を行った。)

説明が終わりました。

議長

質疑の発言を許します。

(ありませんの声あり)

議長

続いて、歳入も、歳出と同じように進めます。

7ページ、款1村税に入ります。

補足説明を求めます。

吉本総務課長

総務課長

(款1村税について補足説明を行った。)

議長

説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

6番 堂場さん

6 番 堂 場 議 員

不納欠損 576,073 円はすごく村民としては気になるところです。この不納欠損は 2、3 年前と比べて調べてみたのですが、大体この村民税については万単位です。23 年度だけ桁が 1 つ大きいのです。この不納欠損と言うのは、どういう事態で発生しているのか。

議 長
住民生活課長

荻原住民生活課長

不納欠損につきましては、地方税法に基づきまして不納欠損処理という形で処理をしております。今回の案件につきましては、個人につきましては生活困窮者ということで、その状況が 3 年間変わらない状況であれば滞納処分の停止を行うことが出来るということになっております。その関係で今回につきましても、その 3 年間、生活状況が変わらないということが認められましたので今回、不納欠損の扱いをさせていただいたところでございます。

法人の 563,400 円で不納欠損分につきましては、同一法人の 2 事業所の不納欠損ということになってございます。こちらも現在、村内に事業所がございまして、札幌に事業所が移ったということで情報をつかんでおりますが、札幌でその 2 事業所を管理している事業所も所在がわからないという状況になっております。こちらにつきましても、その所在がわからないということで地方税法第 7 条第 5 項に基づきまして不納欠損扱いということにさせていただいたところでございます。こちらの金額を合計いたしまして、576,073 円の不納欠損処理ということで処理させていただきました。

議 長
6 番 堂 場 議 員

6 番 堂 場 さん

そういうことはよくわかるのです。だけど税の平等化となれば、どれだけ皆が事情があつて苦労して税金を納めているのか。納めないで 3 年間経てば村で不納欠損で落としてしまう。税金を払わないで済むというような事態が起きるのであれば、これは税を平等に納める権利から言っても納めないで得をするということにならないように是非とも努力していただいて、監査の講評にもありますけれども、少なくとも不納欠損が少なくなるように、税を納めている者から見ると何かどこかにあるのかなという感覚を受けるので減らす努力をお願いしたいと思います。

議 長
住民生活課長

荻原住民生活課長

非常に厳しい社会状況の中、きちんと納税していただいている方に関しまして、ありがたく思っているところでございますが、このような不納欠損が出てしまったことにつきましては非常に残念に思うところでございます。

担当としましても、きちんと徴税に対応してまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

議 長

他にありませんか。

(ありませんの声あり)

議 長

7 ページ、款 2 地方譲与税から 9 ページ、款 8 地方特例交付金までの質

		疑に入ります。
		補足説明を求めます。
		吉本総務課長
総務課長		(款2 地方譲与税から款8 地方特例交付金について補足説明を行った。)
		説明が終わりました。
議 長		質疑の発言を許します。
		(ありませんの声あり)
議 長		11 ページ、款9 地方交付税及び款10 交通安全対策特別交付金の質疑に入ります。
		補足説明を求めます。
		吉本総務課長
総務課長		(款9 地方交付税及び款10 交通安全対策特別交付金について補足説明を行った。)
		説明が終わりました。
議 長		質疑の発言を許します。
		(ありませんの声あり)
議 長		11 ページ、款11 分担金及び負担金から13 ページ、款12 使用料及び手数料までの質疑に入ります。
		補足説明を求めます。
		吉本総務課長
総務課長		(款11 分担金及び負担金から款12 使用料及び手数料について補足説明を行った。)
		説明が終わりました。
議 長		質疑の発言を許します。
		6 番 堂場さん
6 番堂場議員		款12 使用料で、4,320,164 円の収入未済額が出ているのですが、これを見ると調定額が予算額より増えているのです。これだけの未済額であれば、調定しないわけにはいかないのかなと。そうすると収入未済が少なくなるから大体もとの予算がそれだけ組んでいないのだから、それはそれなりのあれがあってやっているのだと思うのだけれども、その方が決算書は見やすいのかなと思っただけです。
		それでそういうことにはならないのかなと思ったので教えてください。
		それからもう1つ、備荒欄の各公共施設の使用料で、大体ほとんど前年より増えている結果になっております。ただ庁舎使用料から共通施設使用料までが、これは予算の方では見ていないのです。これは科目振替になっているのか。
議 長		吉本総務課長
総務課長		使用料の収入未済額につきましては、3 月31 日現在で未収額が発生しているものにつきましては、翌年度の4 月1 日現在で調定繰越をいたします。それで調定額は未収金そのままの額が翌年度で調定されます。予算の

		方では例えば 4,000 千円の収入未済額がありますと、全額収納される見込みで予算を組めばいいのですけれども、そのうちの 1 割、2 割位しか収入が見込めないとすると予算もその分落としておりますので、予算に対して調定額が増えているのが実態でございます。
		各種施設使用料の共通施設使用料のことかと思うのですが、23 年度当初予算には 400 千円予算計上してございます。これにつきましては、6 施設の共通回数券を買われた方の収入でございます。
議 長	6 番 堂場さん	
6 番堂場議員		共通施設使用料で 400 千円予算を見ているのです。それはわかるのです。その上のことを聞いているのです。
議 長	吉本総務課長	
総務課長		22 年度に受けていました科目から替えてございます。この庁舎使用料ですが、自動販売機等の設置に伴って行政財産の一部を占有しているということでございますので、この使用料で受けたものでございます。
		前年度は雑入で予算を組んでございました。今年度につきましては、科目替えをしたということでございます。
議 長		他にありませんか。
		(ありませんの声あり)
議 長		昼食のため、暫時休憩いたします。(11 時 50 分)
		午後 1 時 30 分まで休憩いたします。
議 長		休憩前に引き続き会議を開きます。(13 時 30 分)
議 長		17 ページ、款 13 国庫支出金から 19 ページ、款 14 道支出金までの質疑に入ります。補足説明を求めます。
	吉本総務課長	
総務課長		(款 13 国庫支出金から款 14 道支出金について補足説明を行った。)
議 長		説明が終わりました。
		質疑の発言を許します。
		(ありませんの声あり)
議 長		25 ページ、款 15 財産収入から 29 ページ、款 18 繰越金までの質疑に入ります。
		補足説明を求めます。
	吉本総務課長	
総務課長		(款 15 財産収入から款 18 繰越金について補足説明を行った。)
議 長		説明が終わりました。
		質疑の発言を許します。
	6 番 堂場さん	
6 番堂場議員		不動産売り払い収入の中で村有地売り払い収入の中に含んでいるのかなと思って聞いていたら、説明がその中になかったのですが、実は 3、4 年位前に委員会で村の村有地を調べたことがあります。その時に昔から村有地だけれども近辺の人が使用しているというような状況があつて、必要

議長
議長
議長
副 村 長

でずっと使用しているのであれば使用者に売却したらいいのではないかと
というような委員会の意見で、そういう方向に進んでいったと思うのです
が、それでその売却率と使用している土地についての使用料をいただきま
すという話だったので、その辺の割合はどうなっているのか。ほとんど使
用者に売却したのかも教えて下さい。

この際、答弁調整のため暫時休憩いたします。(13 時 50 分)

休憩前に引き続き会議を開きます。(13 時 55 分)

三好副村長

村としましては、未利用地、村有地を借用している方については積極的
に売却、もしくは貸付けという手続を踏むということで進めているところ
であります。その中で 23 年度、24 年度でそういった部分につきまして売
却を進めてきたところでございます。ただ、何分全体像が 3、4 年前のお
話ということで、その部分のどこが未利用地で無断使用とかという部分
があるかという所をおさえきれていないものですから、その部分を調査して
整理していきたいと考えております。

議長
6 番 堂場議員

6 番 堂場さん

今の説明の中で引っかかることだけ言いたいものだけでも、村で把握し
ていないということはない。委員会で調査するということで村の所有地は
こうですよと図面化してもらって我々は調査したのだから。だから村でそ
れがないということにはならない。まあいいです。そういうことで我々は
調査しました。そして、その後は必要で使っているから、もし使っている
人が欲しいのであれば売ってあげた方がよいのではないかとということで
委員会で話になって、そしたら村側が売るようにしますと、そして買わな
い場合については使用料をいただきますという話であったからどういう
ことになっているのかなと思って質問したので、そういう方向で委員会
では答弁していたから、その方向でもし変わりがなければ進めて下さい。

議長
副 村 長

三好副村長

村の方では村有地につきましては、全筆財産台帳においておさえている
ところでございます。その中で未利用地につきましては積極的に売却を進
めてきているところでございますし、借用の部分があれば賃貸使用料を徴
収して進めていくということで業務は進めておりますので、よろしくお願
いいたします。

議長

他にありませんか。

(ありませんの声あり)

議長

29 ページ、款 19 諸収入から 35 ページ款 20 村債までの質疑に入ります。
説明を求めます。

吉本総務課長

総務課長

(款 19 諸収入から款 20 村債について補足説明を行った。)

議長

説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

議長	(ありませんの声あり) これで一般会計歳入決算を終わります。
	一般会計歳入歳出決算について、款ごとに質疑を進めてまいりましたが、質疑の発言もれがあれば、受け賜りたいと思います。 発言にあたっては、ページ、項目、事業等を明らかにしていただきます。 質疑の発言を許します。
6 番 堂場さん	
6 番 堂場議員	50 ページ、お試し暮らし体験事業で 1,137 円の支出になっているのですが、これはいかにも少ないのではないかと思います。更別村のピーアールが少ないのではないかと。こういうものについてはもう少しお金を支出できるくらい、1,000 円やそこらでというような事業ではないと思いますので、この辺も今後色々と考えていただきたいと思います。
議長	高島企画政策課長
企画政策課長	50 ページの備考欄の(16)お試し暮らし体験事業の需用費 1,137 円でございますが、当初お試し暮らし体験事業ということで住宅を毎年用意しておりましたけれども、昨年の東日本大震災の関係でこの住宅を避難所として開放するということで急きょ変えてございまして、受け入れをしておりましたけれども、どなたもいらっしゃらないということで、4 月から 7 月分までの電気料ということで、そのまま電気料を払っていても支出がかさむだけということで 1 度 7 月をもって電気を止めたということで、特例として避難所ということで変えたところでございます。
6 番 堂場さん	
6 番 堂場議員	わかりましたが、説明をいただく時に前年とこのようにかなり額も変わっています。今までは何万円もかかっていた。それで何千円ということについては、要望いたします。説明の際にそういう箇所については説明をお願いします。
	次の質問です。
	48 ページ、(12) 上更別地域活性化対策事業 2,016 千円、これは毎年助成していることについてはよろしいと思いますが、ただこの上更別地域活性化は果たしてこれでなっているのかどうかという位にまで調査していただきたい。この事業についてもう少し村として活性化になるような指導をしていただきたいというのは、これも委員会で 4 年位前に調査しました。その時にずっと何年も使用件数というのを調査してありまして報告を受けました。今もやっているとありますが。その時に 1 回もその店を訪れたこともない、使用したこともないという件数、人数が載っていました。それがただ調査してそこに載っているだけではなくて、なぜこれまで村としてお金を使っているのに利用出来ないのか、しないのか、その辺まで調査して出来るような、活性化につながるような値のある事業にお金を使っていたいただきたいと思いますので、その辺について村長お願いいたします。
議長	岡出村長

村 長

全くそのとおりでありまして、これは過去数年来こういう状況が続いておりますので、これはやはり堂場議員がおっしゃられるとおり、私どもも全く利用されていないものについて、どうして利用されないのかも含めて調査して改善していかなければならないということだと思っていますので、鋭意努力させていただきたいと思います。

議 長
6 番堂場議員

6 番 堂場さん

監査委員の審査意見書の 11 ページ、⑤税外収入の未済額について、この中で気になるのは、住宅使用料の未納が増えている。これは最後の指摘の中にも鋭意努力しているということで書かれておりますので努力しているのだと思います。その下に、また診療報酬の不正受給に係る還付請求分の大口収入未済額 2,663,240 円が生じているというのがわからないのです。この関係について説明して下さい。

議 長
総務課長

吉本総務課長

医療費の不正請求でございますけれども、先程歳入のところで説明しましたが、老人保健医療事業会計の閉鎖に伴いまして一般会計に繰り入れたものがございます。決算書、歳入の 32 ページをお開き下さい。ここの収入未済額で 1,268,613 円は、22 年度までは老人会計の未収額となっておりますが、特別会計の閉鎖に伴い一般会計に移したということでございます。それともう 1 つは国保会計、事業勘定になりますが、決算書 143 ページをお開き下さい。雑入の収入未済額 1,394,627 円が不正請求に伴う分でございます。この 2 つを合わせた額になります。

議 長
6 番堂場議員

6 番 堂場さん

数字はわかりました。

ただこの中で、不正受給という言葉が気になるので、その辺を知りたいということです。

議 長
保健福祉課長

金曾保健福祉課長

不正受給についてということでございますが、この医療費部分につきましては、医療機関で診療を受けた際に不正請求があったというものでございます。水増しと言ったらいいのでしょうか、そういったものが不正請求となって発生しました。今この病院がなくなってしまっている状況でございます。

議 長
村 長

岡出村長

これはかねてから問題になっている事件でありまして、十勝管内で当該病院が不正請求をして、それが発覚をし、現在は休止状態になってございますけれども、管内でこれは数億円単位の不正請求があったということです。状況から見てなかなかこれは難しい状況にありますけれども、南十勝は共同して、この不正請求の対応にあたろうということでやってございますので、単独での対応は大変難しいわけでありまして、南十勝で共同して、この対応にあたっているところであります。不正請求は不正請求でありますので、こういうものについては見逃してはいけないということ

		で、ほとんど時効状態ですけれども時効が成立しないように当たっているところであります。
議	長	他にありませんか。 (ありませんの声あり)
議	長	以上で、一般会計歳入歳出決算の質疑を終了いたします。 次に国民健康保険特別会計の質疑を行います。 144 ページ、事業勘定の歳出について補足説明を求めます。 金曾保健福祉課長 (国民健康保険特別会計、事業勘定の歳出について補足説明を行った。)
保健福祉課長 議	長	説明が終わりました。 質疑の発言を許します。 (ありませんの声あり)
議	長	この際、暫時休憩いたします。(14 時 30 分)
議	長	14 時 45 分まで休憩いたします。 休憩前に引き続き会議を開きます。(14 時 45 分)
		次に 136 ページ、事業勘定の歳入について補足説明を求めます。 金曾保健福祉課長 (国民健康保険特別会計、事業勘定の歳入について補足説明を行った。)
保健福祉課長 議	長	説明が終わりました。 質疑の発言を許します。
1 番高木議員		1 番 高木さん 項1 国民健康保険税の目2 退職被保険者国民健康保険税の関係の滞納分ですが、昨年度も同額ということで決算されているのですが、動きがないということは、これについてはずっと同じ人が今年も入っていないということでしょうか。
議	長	荻原住民生活課長
保健福祉課長 議	長	そのとおりでございます。 1 番 高木さん
1 番高木議員		ということは、今年度分はないということで、このままでいくと何年か後には不納欠損になるという可能性もあるかと思うのですが、その辺はどうなのですか。
議	長	荻原住民生活課長
住民生活課長		こちらの未済額の方々は定期的に役場に寄っておられる方もいらっしゃるまいして全額ではないのですけれども少しずつ支払われている方がいますので引き続き未済の対象者という形で対応することになるかと思えます。
議	長	他にありませんか。 (ありませんの声あり)
議	長	以上で、国民健康保険特別会計、事業勘定の質疑を終了いたします。
議	長	次に、159 ページ、国民健康保険特別会計診療施設勘定について、歳入・

		歳出一括して質疑に入ります。
		補足説明を求めます。
		日崎診療所事務長
診療所事務長		(国民健康保険特別会計、診療施設勘定の歳入・歳出について補足説明を行った。)
議	長	説明が終わりました。
		質疑の発言を許します。
		(ありませんの声あり)
議	長	以上で、国民健康保険特別会計、診療施設勘定の質疑を終了いたします。
		次に、174 ページ、後期高齢者医療事業特別会計について、歳入・歳出一括して質疑に入ります。
		補足説明を求めます。
		金曽保健福祉課長
保健福祉課長		(後期高齢者医療事業特別会計、歳入・歳出について補足説明を行った。)
		説明が終わりました。
議	長	質疑の発言を許します。
		(ありませんの声あり)
議	長	以上で、後期高齢者医療事業特別会計の質疑を終了いたします。
		次に、185 ページ、介護保険事業特別会計について、事業勘定の歳入、歳出及びサービス事業勘定の歳入・歳出一括して質疑に入ります。
		補足説明を求めます。
		金曽保健福祉課長
保健福祉課長		(介護保険事業特別会計、事業勘定の歳入・歳出及びサービス事業勘定の歳入・歳出について補足説明を行った。)
		説明が終わりました。
議	長	質疑の発言を許します。
		(ありませんの声あり)
議	長	以上で、介護保険事業特別会計の質疑を終了いたします。
		次に、209 ページ、簡易水道事業特別会計について、歳入・歳出を一括して質疑に入ります。
		補足説明を求めます。
		三品建設水道長
建設水道課長		(簡易水道事業特別会計、歳入・歳出について補足説明を行った。)
議	長	説明が終わりました。
		質疑の発言を許します。
		(ありませんの声あり)
議	長	以上で、簡易水道事業特別会計の質疑を終了いたします。
		次に、220 ページ、公共下水道事業特別会計について、歳入・歳出を一括して質疑に入ります。
		補足説明を求めます。

建設水道課長 議 長	三品建設水道課長 (公共下水道事業特別会計、歳入・歳出について補足説明を行った。) 説明が終わりました。 質疑の発言を許します。 (ありませんの声あり)
議 長	以上で、公共下水道事業特別会計の質疑を終了いたします。 続いて、231 ページ、財産に関する調書に入ります。 補足説明を求めます。
総務課長 議 長	吉本総務課長。 (財産に関する調書について補足説明を行った。) 説明が終わりました。 質疑の発言を許します。 (ありませんの声あり)
議 長	以上で、財産に関する調書の質疑を終了いたします。 これから、認定第1号、一般会計歳入歳出決算認定の件について討論を行います。 討論の発言を許します。
議 長	(原案賛成の声あり) これで討論を終わります。 これから、本件について採決を行います。 認定第1号は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、認定第1号については認定することに決定しました。 これから、認定第2号、国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件について討論を行います。 討論の発言を許します。
議 長	(原案賛成の声あり) これで討論を終わります。 これから、本件について採決を行います。 認定第2号は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、認定第2号については認定することに決定しました。 これから、認定第3号、後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定の件について討論を行います。 討論の発言を許します。
議 長	(原案賛成の声あり) これで討論を終わります。 これから、本件について採決を行います。

議	長	認定第3号は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
		異議なしと認めます。 したがって、認定第3号については認定することに決定しました。 これから、認定第4号、介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件について討論を行います。 討論の発言を許します。 (原案賛成の声あり)
議	長	これで討論を終わります。 これから、本件について採決を行います。 認定第4号は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
		異議なしと認めます。 したがって、認定第4号については認定することに決定しました。 これから、認定第5号、簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件について討論を行います。 討論の発言を許します。 (原案賛成の声あり)
議	長	これで討論を終わります。 これから、本件について採決を行います。 認定第5号は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
		異議なしと認めます。 したがって、認定第5号については認定することに決定しました。 これから、認定第6号、公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件について討論を行います。 討論の発言を許します。 (原案賛成の声あり)
議	長	これで討論を終わります。 これから、本件について採決を行います。 認定第6号は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
		異議なしと認めます。 したがって、認定第6号については認定することに決定しました。 これから、認定第6号、公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件について討論を行います。 討論の発言を許します。 (原案賛成の声あり)
議	長	これで討論を終わります。 これから、本件について採決を行います。 認定第6号は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
		異議なしと認めます。 したがって、認定第6号については認定することに決定しました。 これから、認定第6号、公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件について討論を行います。 討論の発言を許します。 (原案賛成の声あり)
議	長	おはかりいたします。 議事の都合により9月13日から9月18日までの6日間休会いたしたい と思います。 これにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
		異議なしと認めます。

したがって、9月13日から9月18日までの6日間休会することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって、散会いたします。

(16時25分)

上記会議の経過は、その内容と相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 24 年 9 月 12 日

更別村議会議長 木 山 幸 則

同 議員 高 木 修 一

同 議員 高 橋 清 美